

令和4年11月25日

東横野幼稚園保護者様

インフルエンザによる出席停止の通知書

東横野幼稚園
園長 石井 晴美

お子さんがインフルエンザにり患した場合、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること。」

登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、幼稚園へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登園が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

.....

保護者が記入

東横野幼稚園長様

インフルエンザにおける療養報告書

組 園児名 _____

- 1 診断を受けた医療機関： _____
- 2 診断日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登校再開日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（登園再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

登園再開のめやす	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発熱沈 _____ 飢 _____ 沈
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて3日を経過している。 ⇒ 解熱沈 _____ 飢 _____ 沈

上記のとおり相違ありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____ 印

保護者 様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について（重要）

群馬県医師会
群馬県教育委員会

群馬県内の保育施設においては、在園児がインフルエンザに罹患した後、登園を再開する際には、医師の治癒証明書を提出してもらうという取扱いがなされているものと思われます。しかしながら、今冬におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、園への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校が可能になった場合は、治癒証明書が必要となります。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登園可能予定日を確認
- (2) 速やかに園に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、登園のめやすを満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を園に提出

【参考】インフルエンザの登園のめやす

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後3日」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて3日を経過した日となります。

登園のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目	
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱					登園可能			
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱							
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱（後3日）						
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱（後3日）					
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱（後3日）				

※ 「発症した後5日」、「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登園再開とはなりません。登園再開には、両方の基準を満たす必要があります。